



高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 岩手 2026  
～ Season24 ～

# REGULATION

# i.LEAGUE U18 理念

(5 i.word)

***innovation***

いわての革新・新基軸を創造する

**INSTRUCTION**

リーグは人の教育・教授の場

***imagination***

(想像・創造こそ成長の種)

**Identity**

(選手もリーグも個性を発揮)

**IHATOV**

(サッカーで理想郷を建設せよ)

# 目次

## 第1節 総則

第1条（総則）	6
第2条（開催目的）	6

## 第2節 組織

第3条（実行委員会）	6
第4条（実行委員会の権限）	6
第5条（実行本部）	6
第6条（規律フェアプレー委員会）	6
第7条（代表者会議）	7
第8条（リーグプロデューサー）	7
第9条（リーグプロデューサーの権限）	7
第10条（リーグコミッショナー）	7
第11条（リーグコミッショナーの権限）	7

## 第3節 チーム

第12条（参加するチームの資格要件）	7
第13条（チームの出場における遵守義務）	8
第14条（参加チームの編成形態）	8
第15条（複数チーム編成におけるチームレベル）	8
第16条（参加申請の届出義務）	8
第17条（役職員等の禁止事項）	8
第18条（退会）	8
第19条（参加の棄権）	9
第20条（名称及び所属エリア）	9
第21条（所属リーグ）	9
第22条（所属リーグの入れ替え）	10

## 第4節 選手登録および移籍

第23条（協会の登録に関する規定の遵守）	10
第24条（参加選手の出場資格）	10
第25条（選手等の登録）	10
第26条（二重登録の制限）	11
第27条（登録変更）	11
第28条（追加登録）	11

第29条（チーム移籍）	11
第30条（選手のブロック）	12
第31条（ブロック外選手のエントリー出場）	12

## 第5節 競技場

第32条（競技場の確保と維持）	13
第33条（競技場）	13
第34条（競技本部）	13
第35条（競技場付帯設備）	14
第36条（ベンチとテクニカルエリア）	14
第37条（医事運営）	14
第38条（競技場における告知等）	14
第39条（悪天候の場合のピッチ整備の義務）	14

## 第6節 試合

第40条（リーグ構成）	14
第41条（大会方式）	15
第42条（試合の主催および主管等）	15
第43条（競技規則）	15
第44条（試合エントリー選手の人数）	15
第45条（外国籍選手）	15
第46条（選手の交代）	15
第47条（飲水タイムとクーリングブレイク）	15
第48条（ユニフォーム）	16
第49条（フィールド内のチーム要因）	16
第50条（テクニカルエリアの使用）	16
第51条（試合の勝敗の決定）	16
第52条（年間順位の決定）	16
第53条（試合の放棄・不都合な行為）	17
第54条（審判員）	17
第55条（試合球）	17
第56条（主管チームの責任）	17

## 第7節 運営

第57条（リーグ戦の開催期間）	18
第58条（リーグ戦の日程）	18

第59条（試合日程の遵守） .....	18
第60条（試合の日時または場所の事前変更） .....	18
第61条（特別の事情による変更） .....	18
第62条（主管責任者） .....	18
第63条（試合当日における延期を含む中止及び中断の決定） .....	18
第64条（競技場への到着） .....	19
第65条（キックオフ時刻等の厳守） .....	19
第66条（敗戦とみなされる場合） .....	19
第67条（メンバー提出） .....	19
第68条（主管チームの確認事項） .....	19
第69条（不可抗力による開催不能または中断） .....	20
第70条（開催不能または中止となった試合の記録） .....	20
第71条（補助係員） .....	20
第72条（マスコミ及び一般観客対応） .....	20
第73条（公式記録） .....	20
第74条（試合結果速報と運営報告） .....	20
第75条（主管チームの仮払い負担による試合運営の原則） .....	21
第76条（試合開催及び本リーグ会計等） .....	21
第77条（日当） .....	22
第78条（旅費） .....	22
第79条（参加料） .....	22
第80条（退場処分） .....	23
第81条（警告退場による出場停止処分等） .....	23
第82条（表彰） .....	24
第83条（不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担） .....	24
第84条（帰責事由あるチームの費用の補償） .....	24
第85条（公衆送信権） .....	24
第86条（遠征費用） .....	24
第87条（異議申し立て） .....	24
第88条（その他） .....	24
付則（適用範囲） .....	24

# 第1節 総則

## 第1条（総則）

本実施要項は、i.LEAGUE（U18）の実施に関して定めるものであり、本リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

## 第2条（開催目的）

公益社団法人岩手県サッカー協会は、岩手県さらには日本サッカーの将来を担うユース（18歳以下）の少年たちの充実した試合環境の創造、リーグ文化の醸成、サッカー技術の向上、健全な心身の育成を図ることを目的とし、第2種加盟チームの全てが参加出来る大会として実施する。

# 第2節 組織

## 第3条（実行委員会）

- （1）実行委員会は、公益社団法人岩手県サッカー協会（以下、協会という）会長、専務理事、2種委員長以下2種委員会常任委員及び各チーム選出の実行委員若干名をもって構成する。
- （2）実行委員長は協会長とする。

## 第4条（実行委員会の権限）

実行委員会は、i.LEAGUEの運営に関する次の権限を行使する。

- （1）リーグ運営の基本方針
- （2）実行本部及び実行本部内の役職
- （3）実施要項の制定
- （4）その他、本リーグ戦の開催・運営に関する事項

## 第5条（実行本部）

- （1）本リーグ戦の事業遂行のため、実行委員会の議決に基づき実行本部を置く。
- （2）実行本部は、実行本部長（以下「リーグプロデューサー」という）がこれを招集し、統括する。
- （3）実行本部の組織、権限及び運営に関する規定は実行委員会が定める。
- （4）実行本部所在地は協会事務局に置く。
  - ① 住所 〒028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目1-1  
岩手県フットボールセンタークラブハウス内  
（公社）岩手県サッカー協会事務局
  - ② 電話/FAX 019-681-8010/019-681-8012
  - ③ 名称 i.LEAGUE U-18 実行本部
  - ④ メール [i-league@fa-iwate.com](mailto:i-league@fa-iwate.com)

## 第6条（規律フェアプレー委員会）

本大会における懲罰問題は、JFAの懲罰規程に従い規律フェアプレー委員会が処理し、懲罰を決定、適用する。

## 第7条（代表者会議）

各出場チームの代表者1名、上記大会実行委員会と実行本部で組織し、大会全般に関わる事項についての承認委員会とする。

## 第8条（リーグプロデューサー）

- (1) リーグプロデューサーは、本リーグ戦全体に関わる事業遂行のための業務を管理統括する。
- (2) リーグプロデューサーは次の職務を遂行する。
  - ① 基本理念・基本構想・基本計画の作成
  - ② 関係官庁、自治体等へのアプローチ
  - ③ チーム公募及び参加可否決定のための諸作業
  - ④ 実施運営のためのディレクター及び実行本部スタッフの選定と分担
  - ⑤ 協力・協賛会社の決定
  - ⑥ 予算の管理とチェック
  - ⑦ 全体の試合遂行管理とチェック
  - ⑧ 効果測定のためのアセスメント作業と報告

## 第9条（リーグプロデューサーの権限）

リーグプロデューサーは、本リーグ戦の運営に関する次の権限を行使する。

- (1) 本リーグ戦全体の効果を確保するための本リーグ戦所属の団体及び個人に対する指導
- (2) 本リーグ戦の実施運営にあたっての問題解決に関する最終決定
- (3) 実行本部の召集及び主催
- (4) その他、実行委員長より移譲された事項

## 第10条（リーグコミッショナー）

- (1) Division 1 からDivision 4 の各リーグに1名ずつリーグコミッショナーを置く。
- (2) リーグコミッショナーは各リーグを代表するとともに、当該リーグの業務を管理統括する。

## 第11条（リーグコミッショナーの権限）

リーグコミッショナーは各リーグの運営に関する次の権限を行使し、その責任を有する。

- (1) 各リーグの日程、会場、審判及び主管割当等の決定
- (2) 前項の変更等に関わる承認
- (3) 試合結果の記録及び報道内容に関する事項
- (4) 当該リーグの所属チームの召集及び主催
- (5) その他、実行委員長より移譲された事項

# 第3節 チーム

## 第12条（参加するチームの資格要件）

本リーグ戦へ出場できるチームの要件は、下記の通りとする。

- (1) 2026年度（公財）日本サッカー協会に2種登録されるチームであること
- (2) （公社）岩手県サッカー協会の目的及び永年にわたる活動を理解しそれを尊重すること
- (3) Division 1 に所属するチームにあたっては、各連盟の大会出場が認められ「高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ東北」への出場条件が満たされていること

### 第13条（チームの出場における遵守義務）

本リーグ戦へ出場するチームは下記の事項を遵守する義務を負う。

- (1) 本要件を遵守し、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること
- (2) 大会参加に際しては、責任あるチーム関係者が引率するとともに、万一の事故に発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと
- (3) 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること

### 第14条（参加チームの編成形態）

- (1) 本リーグ戦出場できるチーム編成の形態は次の3種類とする。
  - ① 単独チーム：協会登録団体内の全選手で構成されるチーム
  - ② 複数チーム：協会登録団体内で登録選手を複数チームに分けて編成されたチーム  
※チーム名に2nd、3rd、4thを標記
  - ③ 合同チーム：人数不足の協会登録チームが合同で編成\*されるか、人数が充足している協会登録チームと人数不足の協会登録チームで編成されたチーム \*3チーム以上も可  
※合同チームを編成する際、シーズンを通して存続するチーム編成とする
- (2) 出場する各チームの登録人数には上限を設定しない。

### 第15条（複数チーム編成におけるチームレベル）

複数チームを編成する場合は、次の通りレベル別に選手を分けてチーム編成し登録しなければならない。

- (1) 1stチームとは、登録選手のうちその時点における最強のメンバーをもって構成されるチームとする
- (2) 2ndチームとは、登録選手のうち1st登録選手外で、且つ1st以下レベルの選手をもって構成されるチームとする
- (3) 3rdチームとは、登録選手のうち1st・2nd登録選手外で、且つ1st・2ndチーム以下レベルの選手をもって構成されるチームとする
- (4) 4thチームとは、登録選手のうち、1st・2nd・3rd登録選手外で、且つ1st・2nd・3rdチーム以下レベルの選手をもって構成されるチームとする
- (5) 複数チームとは本リーグの上位リーグであるプリンスリーグ、プレミアリーグに所属するチームも含む

### 第16条（参加申請の届出義務）

本リーグへ参加する全てのチームは、実行委員会の定める日までに実行委員長に対し、所定の参加申込書を提出しなければならない。

### 第17条（役職員等の禁止事項）

- (1) チームの役員又は職員は、他のチームの役員又は職員を兼務することができない。但し、本項は同一協会登録団体内での複数チームには適用しない。
- (2) チームに所属する選手監督コーチ及び役員その他の関係者は、公の場において協会（審判を含む）、本リーグ又は自他の出場チームを中傷又は誹謗してはならない。
- (3) 監督、コーチ及び役員その他の関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、本リーグまたは出場チームの秘密ないし内部事情を第三者に開示又は漏洩してはならない。

### 第18条（退会）

- (1) チームが退会しようとする場合は実行委員会の承認を得なければならない。やむを得ずシーズン途中で退会しようとする場合は直ちにリーグコミッショナーに通知し、改めて文書（理由書）を実行委員長に提出しなければならない。

- (2) シーズン途中で退会したチームについて、同チームが関係する全ての試合結果を抹消する。
- (3) シーズン途中で退会したチームが次年度のシーズンに本リーグへ参加申請した場合、新規参加扱いとしてDivision 4に所属する。
- (4) 参加資格に違反やその他不都合な行為があったときは、そのチームの出場を停止する。また、シーズン途中で試合を2度棄権した場合は、同チームのそれ以後の試合を没収し、同チームが関係するすべての試合結果を抹消する。なお、そのチームに対する処置は規律フェアプレー委員会で決定する。
- (5) 第60条(試合の日時または場所の事前変更)による試合日程の延期等は上記に含まない。

### 第19条 (参加の棄権)

本大会に参加申込後の参加棄権は一切認めない。やむを得ない事情で参加不可能になった場合は直ちに大会実行本部に通知し、改めて文書にて理由書を提出する。大会実行委員会は理由書に基づき審議の上処置する。

### 第20条 (名称及び所属エリア)

出場チームにおける呼称、編成形態、所属エリアは下表のとおりとする。

D 1	D 2	D 3	D 4 北	D 4 南	D 4 ｸﾞﾗｲﾄ
遠野	南昌みらい	盛岡市立	宮古	一関二	花東3rd
花巻東	花東2nd	中央3rd	花北青雲	黒沢尻北	専北4th
盛岡中央	中央2nd	盛岡三	久慈	水沢工	盛附3rd
盛岡誠桜	専北3rd	水沢	<b>県北合同</b>	花巻北	南昌2nd
盛岡大附	盛附2nd	盛岡四	<b>沿岸合同</b>	花巻南	市立2nd
専北2nd	盛商2nd	盛岡北	<b>岩手・盛農</b>	一関工	遠野3rd
グルージャ	遠野2nd	盛岡一			盛商3rd
江南義塾	誠桜2nd	一関一			<b>グルージャ2nd</b>
					<b>江南2nd</b>
					<b>誠桜3rd</b>
8	8	8	6	6	10

太字は新規チーム

### 第21条 (所属リーグ)

出場チームの所属リーグは、前回シーズンの成績及び下記の基準を適用して実行委員会にて決定する。

- (1) 協会登録が同一である複数チームは、同一リーグに所属できないものとする。
- (2) 複数チームの2ndチーム以下にも昇格権利を与える。但し、複数編成の上位レベルのチーム成績を優先とする。
- (3) 合同チームにも昇格権利を与える。但し、昇格後もチーム編成は変わらないことを原則とする。やむを得ない事情によりチーム編成が変更になる場合は実行委員会で審議する。
- (4) 新規参入する場合は、Division 4から所属するものとし、複数チームの2ndチーム以下にも同様に適用する。但し、高校の統廃合によってチーム名が変更になる場合は実行委員会にて審議する。
- (5) 昇格権利を有するチームが昇格辞退を申請した場合は、次順位のチームに昇格権を与え、昇格辞退チームは当該Divisionへ残留とする。
- (6) 上記の理由により繰り上げで昇格権を得たチームが出た場合は、自動昇格とせず、上位Divisionの降格対象チームの中で最も順位の高いチームとのプレーオフを実施する。

- (7) 上記によりプレーオフの出場権を得たチームが降格対象にも該当する場合には降格が優先される。その際は上位Divisionの降格対象チームの中で最も順位の高いチームが残留する。

## 第22条（所属リーグの入れ替え）

次回シーズンの所属リーグは、本リーグ戦成績により次のとおりとする。

- (1) Division 1 の年間順位上位 2 チームが「プリンスリーグ東北」へのプレーオフ出場権を獲得する。
- (2) Division 2 の年間順位上位 2 チームがDivision 1 へ昇格する。
- (3) Division 3 の年間順位上位 2 チームがDivision 2 へ昇格する。
- (4) Division 4 の各ブロック年間順位 1 位がDivision 3 へ昇格する。
- (5) Division 1 の年間順位下位 2 チームがDivision 2 へ降格する。
- (6) Division 2 の年間順位下位 2 チームがDivision 3 へ降格する。
- (7) Division 3 の年間順位下位 3 チームがDivision 4 へ降格する。
- (8) 上記各リーグ間の昇格数については変更しない。但し、降格対象順位は「プリンスリーグ東北からの降格数」及び「プリンスリーグ東北プレーオフ」の結果による。
- (9) 第21条(6)にかかる繰上げ昇格権を得られるチームは各リーグの 4 位までとする。

## 第4節 選手登録および移籍

### 第23条（協会の登録に関する規定の遵守）

- (1) チームは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を事前に行わなければならない。
- (2) チームは、前項の選手登録をしていない選手を本リーグ戦の試合に出場させてはならない。

### 第24条（参加選手の出場資格）

- (1) 協会への選手登録を完了し、且つ第25条（選手等の登録）を満たした選手のみが試合における出場資格を持つ。
- (2) 出場チーム（協会登録団体）の選手として2種登録された選手は全て出場資格を有する。
- (3) チームを出場させる協会登録団体の同下部組織 3 種（JFAクラブ申請）登録選手にも本リーグ戦への出場資格が与えられる。その場合も第25条（選手等の登録）を行うものとする。
- (4) 選手は、試合出場に際し、電子登録証又は登録選手一覧をスマートフォン、タブレットで画面提示するかPCからの出力印刷による提示をしなければならない。但し、顔写真の登録が必要となる。
- (5) 各チームでの登録できる外国籍選手の人数は1チーム4名までとする。但し、試合エントリーできる人数は、第45条（外国籍選手）による。
- (6) 高体連加盟チームに関しては高体連主催大会の規定に準じ、2007年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、同一学年での出場は1回限りとする。なお、出場とは大会参加申込や試合のエントリーではなく、実際の試合出場を指す。

### 第25条（選手等の登録）

- (1) 本リーグに出場するチームは、次の事項を所定の方法により実行委員会が定める日までに届け出なければならない。
  - ① チーム呼称
  - ② 編成形態  単独 / 複数(1st、2nd、3rd、4thの別) / 合同

③ 氏名（下記項目）

- ア) 選手
- イ) 監督
- ウ) 引率責任者
- エ) キャプテン、マネージャー

④ その他、実行委員会が指定する事項

(2) 前項による、本リーグへの選手登録は、第27条(登録変更)に定める期間のみ行うことができる。

## 第26条（二重登録の制限）

- (1) 本リーグに選手が登録できるチームとは、第14条(参加チームの編成形態)におけるチームのいずれか1つである。
- (2) 前項はゴールキーパーとして出場する場合には適用しない。
- (3) 「プリンスリーグ東北」に登録している選手は、その登録団体の1stチーム登録とみなし、前項(1)・(2)を適用する。

## 第27条（登録変更）

本リーグは、大会の公平な競争性を確保する観点から、本リーグの上位リーグ（プレミアリーグ・プリンスリーグ）と登録変更期間（ウインドー）を同時期に設定するものとし、選手の登録変更はこの期間のみ行うことができる。

ウインドー	期間	日間
第1 ウインドー	4月26日(日)～5月1日(金)	5日間
第2 ウインドー	6月22日(月)～6月26日(金)	4日間
第3 ウインドー	8月24日(月)～8月28日(金)	4日間
第4 ウインドー	9月14日(月)～9月18日(金)	5日間

## 第28条（追加登録）

- (1) 本リーグにおける追加登録とは、「本年度（年度途中も含む）当該チームの選手として協会登録をしていない未登録選手がリーグ参加中のチームに追加登録すること」をいう。
- (2) 本リーグ戦に追加登録する場合は、第25条(選手等の登録)において設定されている各ウインドー期間に実行委員会の定める手続きを行うものとする。
- (3) 本リーグ戦に追加登録する選手は、事前に協会登録手続きを完了した者のみとする。

事例		手続チーム	協会	実行本部
選手1	リーグ不参加のチームAからリーグ参加チームBに登録する	チームA →	登録抹消	不要
		チームB →	追加登録	追加届
選手2	協会未登録だが、リーグ参加チームCに登録する	チームC →	追加登録	追加届

## 第29条（チーム移籍）

本リーグにおける移籍とは、選手が現在出場しているチーム（i.LEAGUE参加の複数チーム間を含む）を脱退し、別のチームに所属変更することをいう。

(1) チーム移籍の種類とは次の場合とする。

- ① **登録移籍**……協会登録上、異なる団体間で所属変更する場合
- ② **降格移籍**……協会登録上、同一団体内の複数チーム間で所属変更する場合で「上位レベルのチーム」から「下位レベルのチーム」へ変更する場合

③ 昇格移籍……協会登録上、同一団体内の複数チーム間で所属変更する場合で「下位レベルのチーム」から「上位レベルのチーム」へ変更する場合

(2) 前項の「上位レベルのチーム」とは「プリンスリーグ東北」に所属しているチームを含むものとする。

(3) 移籍する際は、事前に手続きを終えていなければならない。下記表参照

移籍の種類	協会への手続き	実行本部への手続き
登録移籍 (AチームからBチームへ移籍する)	Aチーム=登録抹消 Bチーム=追加登録	不要
降格移籍 (1stチームから2ndチームへの登録変更)	不要	不要
昇格移籍 (2ndチームから1stチームへの登録変更)	不要	不要

### 第30条 (選手のブロック)

本リーグ戦は、大会の公平な競争性を確保する観点から、第29条(チーム移籍)(1)②降格移籍について制限を設定する。

(1) 協会登録上、同一団体内の複数チーム間で所属変更する場合、所定期間内における出場時間数によって降格移籍を認めないものとする。

(2) (1)については「プリンスリーグ東北」に所属しているチームの選手にも適用し、本リーグへの移籍(追加登録)に制限を設定する。なお、その場合の「ブロック選手」とは「プリンスリーグ東北」の実施要項によるものとする。

(3) ブロック選手の決定方法は以下の通りとする。

① GK1名はチームが選出する。

② FPは出場時間実績に応じて10名ブロックされる。開幕前は出場時間等の実績がないためチームが選出する。選手が本リーグ開催中に移籍した場合は、移籍前後の出場時間を合算する。但し、以下の場合には出場時間に関わらず、自動的にブロック選手となる。(人数制限なし)

● 公式大会や海外遠征に招集された日本代表選手(第3種選手含む) ※国内合宿は除く

● JFA・Jリーグ特別指定選手及びJクラブにおける第2種トップ可選手

③ ブロックされた選手が登録変更の際に参加申し込みされなかった場合(登録外となった場合)も、その選手はブロック選手であり、本リーグの他リーグの試合にエントリーできない。

④ ブロック選手の適用期間は、当該年度の開幕戦から最終節とし、変更登録後の適用は、リーグ再開初日からとする。

ブロック選手の適用期間	FP	GK
4/11(土)~4/29(水)	10名 ※出場実績がないためチームで選出	1名 チームで選出
5/2(土)~5/17(日)	1節~3節(2節)の出場時間上位10名がブロックされる	1名 チームで選出
6/27(土)~8/23(日)	1節~7節の出場時間上位10名がブロックされる	1名 チームで選出
8/29(土)~9/6(日)	1節~10節の出場時間上位10名がブロックされる	1名 チームで選出

### 第31条 (ブロック外選手のエントリー出場)

(1) 上位リーグ\*及び全リーグのブロック選手を除く全ての選手がブロック外選手としての権利を有し、i.LEAGUE登録の所属以外のチームの試合へ出場できるものとする。

\*上位リーグとは「高円宮杯JFAU18プレミアリーグ」「高円宮杯JFAU18プリンスリーグ」を指す

(2) 本リーグ戦の開幕戦から第2ウインドー最終日までに行われる試合には、U16選手は、ブロック外選手としての権利を有し、試合へ出場できるものとする。

- (3) 前項(1)及び(2)について人数制限なく、エントリーできるものとする。
- (4) 所属外複数チームの試合へ出場する場合は、試合当日のメンバー提出用紙と協会登録チームの所属であることを証明する「選手証」を添えて届け出るものとする。

## 第5節 競技場

### 第32条（競技場の確保と維持）

チームは次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態で主管ゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

### 第33条（競技場）

- (1) 試合会場の球技場は、原則として次の各号の条件を満たすものでなければならない。
- ① ピッチは天然芝であり、縦長105m、横幅68mであること。
  - ② 第1号の天然芝会場が確保できない場合に限り、人工芝、クレー会場での試合開催を認めるものとする。
  - ③ ピッチの外側周囲には、全て1.5m以上の芝生部分を確保すること（したがって、縦長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること）
  - ④ ゴールのポストおよびバーは白色且つ丸形（直径12cm）で、埋込式その他i.LEAGUEが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと。
  - ⑤ 前項のゴールポストの準備できない場合に限り、角形や鉄製ゴールでの試合開催を認めるものとする。
  - ⑥ ラインは幅12cmとし、明瞭に引くこと。
- (2) フィールド（ピッチ及びその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、又は危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- (3) 各チームは良好な状態で主管ゲームを実施し得るよう、上記の競技場の整備・管理に最善の努力をしなければならない。

### 第34条（競技本部）

- (1) 競技本部は原則として、ピッチのタッチラインから5m以上離れ、且つ本部中央がハーフウェイラインの延長線上の位置に設置すること。
- (2) 競技本部は原則としてテントを設置し、次の備品を用意すること。

備品名	数量	補足
イス	20～	会場長用(1)、ゲーム責任者(1)、記録員用(2)、担架要員用(4~8)、審判員用(4)、ボールパーソン用(4~6)、来場関係者用(4)
長机	5	主管スタッフ・記録員用(2)、審判員用(2)、来場関係者用(1)
担架	1～2	2台が望ましい
ストップウォッチ	1～2	ゲーム責任者(1)、記録員用(1) スマホで代用可
交代ボード	1～2	2台あるのが望ましい
AED	1	本部に置けない場合は設置場所を確認しておく
WBGT計測器	1	高温日には必須

### 第35条（競技場付帯設備）

試合会場の球技場は、原則として次の各号の付帯設備を備えることが望ましい。

- (1) 更衣室（ホーム、ビジター各チーム及び審判員について各々別個に用意されている）
- (2) 医務室またはピッチに隣接し、医務室におけるものと同様の手当を行える場所を備えている

### 第36条（ベンチとテクニカルエリア）

- (1) ベンチは、原則としてピッチのタッチラインから5m以上離れ、且つその一端がハーフウェイラインから10m以内に懸かる位置に設置すること。
- (2) 原則としてベンチの前面（ピッチ側）にはテクニカルエリアを設置する。
- (3) ベンチにはテントを設置することが望ましい。
- (4) ベンチサイドは、対戦カードの左側を競技本部からピッチに向かって左側に設置するものとする。

### 第37条（医事運営）

主管チームは、次の各号の通り医事運営を行わなければならない。

- (1) 医務室またはピッチに隣接し、医務室におけるものと同様の手当を行える場所には、救急用機器及び医薬品を備えること
- (2) 試合の開催に先立ち、競技場で生じる重度の外傷及び疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと
- (3) AED（自動体外式除細動器）の設置が望ましい。会場の形状によるが、事故が発生した場合に即座に対応できるような本部機能を有する場所（本部諸室、ピッチ脇など）に配備をすること。なお、選手のみならず、審判や運営役員、観客に至るまでその適用範囲を広げて対応できるようにしておく

### 第38条（競技場における告知等）

主管チームは、試合の前後及びハーフタイムに次の各号の事項の告知を行うことができる。

- (1) 次の試合の予定
- (2) 他の試合の途中経過及び結果（得点者及び得点時間を含む）
- (3) 前各号のほか、リーグ実行本部の承認を得た事項

### 第39条（悪天候の場合のピッチ整備の義務）

主管チームは、降雪または降雨等、天候の場合であっても可能な限りピッチを整備し、その競技場で試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

## 第6節 試合

### 第40条（リーグ構成）

リーグ構成はレベル別に下記の通りとする。

- (1) Division 1 ……全県をエリアとした8チーム
- (2) Division 2 ……全県をエリアとした8チーム
- (3) Division 3 ……全県をエリアとした8チーム
- (4) Division 4 ……全県エリアを北と南の2パートに分けた12チーム  
サテライトは全県をエリアとした10チーム

## 第41条（大会方式）

- （1）上位リーグ（Division 1・Division 2）ホーム&アウェイ方式による2回戦総当たりで行う。
- （2）下位リーグ（Division 3・Division 4）セントラル方式による2回戦総当たりで行う。
- （3）Division 4 サテライトチームは、まず1回戦総当たりで行い、その結果を基に上位5チームと下位5チームに分けて総当たり戦を行う。

## 第42条（試合の主催および主管等）

- （1）試合は、公益社団法人岩手県サッカー協会が主催し、i.LEAGUE U-18 実行委員会が主管する。
- （2）i.LEAGUE U-18 実行委員会は、試合の主管業務を出場チームに委譲する。

## 第43条（競技規則）

試合は全て国際サッカー連盟（FIFA）及び協会の競技規則に従って実施される。但し、選手の交代は第46条(選手の交代)による。

本大会はキャプテンオンリーを適用し、「キャプテンオンリーガイドライン」に則り実施される。

## 第44条（試合エントリー選手の人数）

試合にエントリーできる選手の人数は、第25条(選手等の登録)を完了した選手の中から、各節1チーム25名以内とする。

## 第45条（外国籍選手）

各試合にエントリーできる外国籍選手の人数は、1チーム2名以内とする。

## 第46条（選手の交代）

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- （1）選手の交代は5名以内とする。
- （2）途中交代して一旦退いた選手は、その試合に再び出場することができない。第3種登録選手においても同様とする。
- （3）選手交代については前後半を通して3回までとする。ただしハーフタイムでの選手交代は交代回数に含まれない。1回に複数人を交代することは可能。
- （4）脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは次のとおりとする。
  - ① 脳振盪又はその疑いのある選手の交代（以下脳振盪交代という）は、通常交代に含まれない。
  - ② 脳振盪交代は、通常交代と判別できる、別途指定する手続きで行われなければならない。
  - ③ 脳振盪交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および脳振盪交代の交代回数をそれぞれ1回としてカウントする。
  - ④ 脳振盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に1名1回の交代を追加で得ることができる。（以下、本号に基づく交代を追加交代という）ただし、追加交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および追加交代の交代回数をそれぞれ1回としてカウントする。
  - ⑤ 1試合における各チームの脳振盪交代および追加交代の交代人数はそれぞれ1名とする。

## 第47条（飲水タイムとクーリングブレイク）

WBGT数値が条件に達した場合は「熱中症対策ガイドライン」に基づき、クーリングブレイクや飲水タイムのどちら一方を実施する。

ガイドライン→



## 第48条 (ユニフォーム)

- (1) ユニフォーム (シャツ・ショーツ・ストッキング) については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニホームを用意し、各試合に必ず携行すること。(FP・GK共)
- (2) 選手番号は試合ごとに変更することができる。
- (3) 選手番号については「0番」を除く整数番号とする。
- (4) ユニフォームへの広告表示については、JFA「ユニフォーム規定」に基づき承認された場合のみこれを認める。
- (5) その他の事項については、本協会「ユニフォーム規定」に則る。
- (6) チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

## 第49条 (フィールド内のチーム要因)

- (1) フィールド上に用意されたチーム用ベンチには「メンバー提出用紙」に記載された役員・チームスタッフ7名並びに第41条(試合エントリー選手の人数)に定める届け出を行った選手のうち交代選手14名の合計21名が着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙及び通信機器の使用は禁止する。  
(テクニカルスタッフ間での無線通信システムの使用は除く。但し、出場停止、退場処分を受けた監督選手を含むテクニカルスタッフについては、無線通信システムの使用も認めない)
- (3) チームは、協会・実行委員会の決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、又は試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (4) 退席を命じられたチームスタッフは、フィールド内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また、協会・本リーグ、もしくは所属連盟などの決定によりベンチ入りを停止されたチームスタッフは、ピッチ周辺(常設観客席があるスタジアム等施設は、この観客席を除く)に立ち入ってはならない。
- (5) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、チームスタッフ2名に限りピッチ内に立ち入ることができる。但し、このスタッフは可及的速やかに負傷の程度を判断した上、ピッチ外に退去しなければならない。
- (6) 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた規律フェアプレー委員会により処分を決定される。

## 第50条 (テクニカルエリアの使用)

テクニカルエリアでは、あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ1名のスタッフのみが試合中テクニカルエリアにおいて指示を出すことができる。なお、必要な場合は通訳が同行し指示を与えることを認める。

## 第51条 (試合の勝敗の決定)

試合は90分間(前後半各45分)で、勝敗が決しない場合には引き分けとする。

## 第52条 (年間順位の決定)

- (1) 本リーグ戦の年間順位は、全試合が終了した時点での勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位として決定する。但し、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
  - ① リーグ戦全試合のゴールディファレンス(得失点差 = 総得点 - 総失点)
  - ② リーグ戦全試合の総得点数
  - ③ 当該チーム間の対戦成績(勝点 > 得失点差 > 総得点数)

- ④ 反則ポイント ※第82条(表彰)参照
  - ⑤ 抽選
- (2) 不成立試合があり、全チームの試合数が異なる場合は、実行委員会の判断の下、勝点平均（総勝点÷試合数）で決定する場合がある。ただし、勝点平均が同一の場合は次の各項の順序にて順位を決定する。
- ① 当該チーム間の対戦成績（イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数）
  - ② 1試合あたりの得点数
  - ③ 1試合あたりの失点数
  - ④ 抽選
- (3) 年間順位とは各リーグ内における順位を意味するものとする。
- (4) 出場チームは、すべての試合を実施した上で最終順位を決定することを原則とし、全試合を消化しなかったチームの順位は実行委員会にて審議決定する。
- (5) シーズン途中で退会したチームは抹消されるため、最終順位を与えないものとする。

### 第53条（試合の放棄・不都合な行為）

本大会途中での試合放棄や不都合な行為（参加資格違反等）があった場合は、そのチームの出場を停止し、同チームが関係する全ての試合結果を抹消する。尚、当該チームへの懲罰については規律フェアプレー委員会にて協議の上決定される。

### 第54条（審判員）

- (1) 本リーグ戦の試合における審判はチームに割り当てるものとし、チームは試合に帯同した4級（ユースを含む）以上の審判員でこれを行うこととする。
- (2) 審判員は原則として、キックオフ時刻の70分前までに競技場に到着しなければならない。
- (3) 試合の当該チームに登録された選手またはチームスタッフが、その試合の審判員となることを認めない。
- (4) 審判員に本リーグ会計より審判日当を支給するものとし、その額は第77条(日当)による。
- (5) 審判員に本リーグ会計より旅費を支給するものとし、その額は第78条(旅費)による。但し、本リーグ戦出場チームに所属し、同日同会場で試合が組まれている者が主審または副審を担当した場合は支給しない。

### 第55条（試合球）

- (1) 本リーグで指定する下記のものを使用しなければならない。

メーカー	品名	品番
ミカサ	アルムンド	FT550D-BLBS

- (2) 試合するチームは、キックオフ時刻の60分前までに前項の試合球3個以上を競技本部に提出しなければならない。
- (3) 原則としてマルチボールシステムを採用する。

### 第56条（主管チームの責任）

- (1) 主管チームは、選手、審判員、役員及び観客等の安全を確保する義務を負う。
- (2) 主管チームは、観客が試合の前後及び試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。

## 第7節 運営

### 第57条（リーグ戦の開催期間）

本リーグ戦における試合は、原則として4月から10月までとし、最終節の試合は10月第1日曜日までに完了するように設定しなければならない。

### 第58条（リーグ戦の日程）

本リーグ戦における試合の日程は、実行本部で定め、原則として土曜日または日曜日に開催されるものとする。

### 第59条（試合日程の遵守）

チームは、実行本部により定められた試合開催日、キックオフ時刻及び開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

### 第60条（試合の日時または場所の事前変更）

- (1) 試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い事前に変更することができる。
  - ① 変更は当該試合の主管チームがリーグコミッショナーに対し、原則として変更しようとする開催日の2週間前までに申し入れるものとする。
  - ② リーグコミッショナーは変更の可否を判断し、変更しようとする3日前までに当該リーグの各チームに告知し、GoalNoteにも掲載する。
- (2) 前項の手続きが行われない場合、変更される試合の当該チームは、当該変更を拒否することができる。
- (3) やむを得ない特別の事情がある場合、実行本部長（リーグプロデューサー）はその権限において、前項の規定に関わらず、開催の日時または場所を変更することができる。

### 第61条（特別の事情による変更）

本リーグ戦に出場するチームは、協会またはi.LEAGUE U-18 実行委員会において特別の事情があると判断した場合には、日程等の変更に応じなければならない。

### 第62条（主管責任者）

- (1) 本リーグ戦の試合を運営するにあたり、主管チームは主管責任者をおき、これを行う。
- (2) 主管責任者は、原則としてキックオフ時刻の120分前までに競技場に到着しなければならない。
- (3) 主管責任者は、原則としてチームスタッフとしてベンチに入ることができない。
- (4) 主管責任者には旅費は支給しない。
- (5) 試合の運営にあたっては、主管責任者がその試合の一切の責任を負う。

### 第63条（試合当日における延期を含む中止及び中断の決定）

- (1) 試合当日の延期を含む中止の判断は、主審が主管チーム及び当該チームの監督と協議の上決定する。但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を事前中止または開始遅延する場合は、主管チームが原案を作成し、リーグコミッショナーと協議の上決定する。なお、荒天による試合中断の場合はこの限りではない。
- (2) 試合が中止となった場合は、リーグコミッショナーがその再開試合の日程・会場等について主管チームと協議の上決定し、当該リーグ内全チーム及び県協会に報告し、ホームページ上にて告知する。

- (3) 主審が試合の中断を決定した場合、主管チームは試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

#### **第64条（競技場への到着）**

双方のチームは原則としてキックオフ時刻の80分前までに競技場に到着しなければならない。

#### **第65条（キックオフ時刻等の厳守）**

- (1) いずれのチームもあらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力によりキックオフ時刻を遅らせる場合は主審の事前の承認を得なければならない。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは60分間待機する義務を負う。ただし、公的施設会場の場合は、その施設利用時間内で判断した最大限の待機時間とする。
- (4) 後半のキックオフ時刻は、前半のキックオフ時刻の60分後とする。但し、前半のアディショナルタイム等が5分を超えた場合、超えた分だけ後半のキックオフ時刻を遅らせることとする。

#### **第66条（敗戦とみなされる場合）**

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能又は中止となった場合には、その過失あるチームは、所属リーグ内におけるその時点での全対戦成績における最大得失点差を“仮の失点数”としたスコアで敗戦したものとみなされる。この中止となった対戦スコアは全リーグ戦終了後に、全対戦成績における最大得失点差のスコアに置き換えられ、そのスコアで最終的な対戦成績は確定されるものとする。

#### **第67条（メンバー提出）**

- (1) 双方のチームは、キックオフ時刻の60分前までに所定の用紙に必要事項を記入し、試合エントリー全選手の選手証とともに競技本部へ提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- (2) 登録外の選手をエントリーする場合は、前項のメンバー提出用紙の提出と合わせて、登録チームの所属であることを証明する「選手証」を提出しなければ出場は認められないものとする。
- (3) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷又は急病等やむを得ない事情があり、且つ、主審の承認を得た場合に限り認められる。なお、この条項によって認められる選手の変更は次の各号のとおりとする。
  - ① 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める。
  - ② 控え選手の場合、新たな選手を補充できる。但し、補充する選手は当該チームの選手として登録された選手の中からとし、登録外エントリーで補充できないものとする。

#### **第68条（主管チームの確認事項）**

- (1) セントラル方式における主管チームは、選手証により選手のその試合における出場資格を確認しなければならない。
- (2) 主管チームは、メンバー提出用紙の記載事項を確認し、もしこれに不備があればそのチームに差し戻し修正させなければならない。
- (3) 主管チームが試合の当該チームとなる場合は、上記確認は原則として主審が行う義務を負うものとする。

## 第69条（不可抗力による開催不能または中断）

試合が不可抗力により開催不能または中断となった場合、当該試合の取り扱いについては、次の各号からリーグコミッショナーが決定する。

- （1）90分間の再試合
- （2）中断時点からの再開試合
- （3）中断時点での試合成立（後半30分以降は成立）

※適用された不可抗力による未消化の試合が出たチームは、懲罰規定には値しないこととする。

※新型コロナ、インフルエンザ等の理由による中止・延期については不可抗力としての適用をしないこととする。

## 第70条（開催不能または中止となった試合の記録）

開催不能または中止となった試合の出場及び得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- （1）90分間の再試合の場合は記録されない。但し、警告・退場による出場停止処分の消化については規律フェアプレー委員会に委ねられるため、記録としては残る場合がある。
- （2）中断時点から試合を再開する場合は、中断時点までの記録を継承した上で、再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される。
- （3）中断時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される。

## 第71条（補助係員）

- （1）主管チームは試合実施を円滑に進行することに努めるため、原則として次の各号の補助係員を競技本部及び競技場におき、その業務を行うものとする。なお、③～⑤は兼ねることができる。

- ① ボールパーソン……………4名（ゴール裏2名、ベンチの反対側タッチライン2名）
- ② 記録……………2名（試合記録業務、記録用紙の作成、審判報告書等の対応）
- ③ 担架……………4名（担架は最低1台用意しておくことが望ましい）
- ④ 受付・交代……………1名（メンバー用紙受付、内容確認、交代選手対応、告知）
- ⑤ 経理……………1名（会場使用料、審判日当、必要消耗品等の準備、支払い）

- （2）前項②・③は試合の当該チームに委託することができるものとする。

## 第72条（マスコミ及び一般観客対応）

- （1）試合におけるマスコミ対応は、原則として次の通りとし、主管チームが対応する。

- ① カメラ（スチール及びTV）による撮影及びペン記者の取材場所を指定する。
- ② 要望があれば、試合終了後の監督及び選手は記者の取材に応じる。

- （2）主管チームは、一般の観客の観戦及び応援場所を指定し、安全確保に努める。

## 第73条（公式記録）

- （1）主管チームは、所定の用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため主審及び両チームの署名をもらう。

- （2）公式記録の原紙はi.LEAGUE U-18 実行委員会が保管する。

## 第74条（試合結果速報と運営報告）

- （1）主管チームは、試合終了後可及的速やかに実行本部が指定する専用サイトへ下記項目を入力しなければならない。

- ① 前後半のスコア
- ② 得点者

- ③ 懲罰対象者（理由含む）
- (2) 主管チームは、試合運営に係る次の書類を作成し、試合終了後1週間以内に記録担当へファックスしなければならない。
  - ① 公式記録（A4に縮小）
  - ② 審判報告書（裏面の重要事項は退場者が出た場合のみ）
- (3) 主管チームは、試合運営に係る次の書類を作成し、試合終了後、2週間以内に会計担当者に提出しなければならない。
  - ①（様式1）運営経費決算書
  - ②（様式2）試合運営経費領収書添付台紙
  - ③（様式3）運営受領書（審判日当）
  - ④（様式4）運営受領書（交通費補助）

**第75条（主管チームの仮払い負担による試合運営の原則）**

- (1) 本リーグ会計で負担すべき試合開催に要する経費は、主管チームが仮払いで負担・現金支給し、後日、試合決算・報告書類を各エリア会計担当者が確認の上、主管チームへ直接手渡しにて後払い処理とする。
- (2) 試合の開催に要する経費仮払いの際は、全て協会として処理・支払する。

<b>領収書宛名</b>	<b>(公社) 岩手県サッカー協会</b>
--------------	-----------------------

**第76条（試合開催及び本リーグ会計等）**

- (1) 試合開催に要する次の経費については、本リーグ会計から支給する。
  - ① 審判員の旅費及び審判日当……………別表に準じる
  - ② 競技場使用料（照明使用料・付帯設備使用料等を含む）……………実費
  - ③ その他、試合開催に係る臨時経費……………実費（実行本部へ要確認）
- (2) 試合開催に要する次の経費についてはチーム負担とする。
  - ④ 審判員・主管責任者及びチーム関係者の飲料
  - ⑤ 用紙類の印刷・コピー費
  - ⑥ その他、チームの責に帰すべき出費
- (3) リーグ運営に要する次の経費については、本リーグ会計から支給する。
  - ⑦ 役員の旅費及び会議……………第73条(日当)に準じる
  - ⑧ 役員の宿泊費……………第74条(旅費)に準じる
  - ⑨ 会場使用料（付帯設備使用料等を含む）……………実費
  - ⑩ その他、臨時経費……………実費（実行本部判断）
- (4) リーグ実行本部業務に要する次の経費については、本リーグ会計から支給する。
  - ⑪ 実行本部業務に必要な諸経費……………実費
  - ⑫ 他、必要経費……………実行本部で別に定める

## 第77条 (日当)

本リーグの試合に必要な審判員、役員並びにリーグ運営に必要とされる所定の会議に出席する役員及び実行本部役員等の事業実施に応じ、次の基準で本リーグ会計より日当を支給する。

審判日当 (1試合)	主審	副審
	¥3,000	¥1,000
会議日当 (1日)	¥1,000	

## 第78条 (旅費)

- (1) 本リーグの試合及びリーグ運営に必要な会議等における役員等の交通費・宿泊費は、次の基準により本リーグ会計より支給する。
  - ① 宿泊費は一泊につき金8,000円以下とする。但し、最寄駅から会場地までの距離が往復100km以上の時は前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
- (2) 交通費は次の基準により支出する。
  - ① 往復500円を超えない場合は一律金500円とする
  - ② 往復500円を超える場合は実費精算とする
  - ③ 但し、上記基準は以下の交通手段の利用を前提とする。片道100km未満の時は在来線の普通車の利用を原則とし、片道100km以上の時はこれに加え、在来線の特急列車及び寝台列車並びに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない
  - ④ 前項の交通機関によりがたい場合は、私用車利用として往復走行距離数(km)に1kmあたり20円を乗じた金額を支給する
- (3) 本リーグの試合における審判員の交通費は下記の表の通り補助する。
  - ① 片道km数を居住地(住所)から会場までの距離を「Mapfan地図」のルート検索(自動車)を用いて最短km数を計算する。小数第1位を四捨五入する
  - ② 審判員を担当する先生が生徒を同乗させて来場する場合は、交通費補助は先生のみに支給する
- (4) 本条項に定めのない事項については、協会の「旅費規定」を準用する

片道キロ数	~14km	15~24km	25~34km	35~44km	45~59km	
補助額	なし	¥500	¥1,000	¥1,500	¥2,000	
片道キロ数	60~74km	75~89km	90~109km	110~129km	130~149km	150km~
補助額	¥2,500	¥3,000	¥3,500	¥4,000	¥4,500	¥5,000

## 第79条 (参加料)

- (1) 本リーグ戦へチームを参加させる協会登録団体はi.LEAGUE U-18 実行委員会に対し、第1節の翌日から5月末日までの期間に所定の参加料を納入しなければならない。
- (2) 納入する参加料は、i.LEAGUE U-18 実行委員会にて毎年度設定する。
- (3) 本リーグ戦の第1節終了後に退会した場合は、前項の参加料は返金しないものとし、退会が納入日以降であっても、その義務を免除されるものではない。

---

**1チームエントリーにつき50,000円**  
**Division4北・南のみ40,000円**

---

## 第80条（退場処分）

退場処分を受けた選手は、規律フェアプレー委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

## 第81条（警告退場による出場停止処分等）

- (1) 累積された警告による出場停止処分は、規律フェアプレー委員会が定めるところによる。
- (2) 出場停止となる警告累積回数は3回とする。なお、詳細は下記の通り。
  - ① 警告累積による出場停止
    - 警告累積が本リーグ戦で3回に達した場合は、本リーグ戦の直近1試合が出場停止となる。
    - 警告累積による出場停止を繰り返した場合は、2試合の出場停止となる。また警告累積による出場停止を3回以上繰り返した場合も1試合の出場停止となる。
  - ② 1つの試合で複数の処分を受けた場合
    - 1試合に2回の警告を受けた場合、この警告は累積には算入されない。
    - 1試合で警告を受けた後にさらに退場処分を受けたものはこの警告は累積に算入される。
  - ③ 警告累積による出場停止の当該試合
    - 警告累積による出場停止は、本リーグ戦以外には適用されない。
  - ④ 警告累積による出場停止と他の出場停止の関係
    - 警告累積による出場停止と退場（1試合警告2回による退場含まず）による出場停止は同時に科される。例えば、本リーグ戦のある試合で累積3回目となる警告を受け、さらに退場処分を受けた場合、出場停止となる試合数は、“警告累積による1試合及び退場処分に対する停止試合数”となる。
    - 警告累積による出場停止と退場（1試合警告2回による退場を含まず）による出場停止が同時に科された場合は、退場による出場停止が先に適用される。但し、本リーグ戦の残り試合よりも出場停止の試合数が多い場合は、規律フェアプレー委員会で審議される。
- (3) 退場（1試合警告2回による退場を含む）による出場停止は下記の通りとする。
  - ① 退場による出場停止については、規律フェアプレー委員会で処分が決定されるが、処分が決まる前までも退場を受けた次の1試合は自動的に出場停止となる。
  - ② 退場（1試合警告2回による退場含む）による出場停止は本リーグ戦以外には適用されない。但し、本リーグ戦で消化できない場合は、リーグ終了後、直近の公式試合で順次消化する。
  - ③ 退場による出場停止につき、1つの大会（本リーグ戦も含む）で懲罰基準の同一項目による処分を繰り返し受けた場合は、同基準に定める出場停止試合数の2倍となる。 ※下表参照
- (4) 移籍した場合についても、警告の累積は消えないものとする。
- (5) 警告の累積は年間を通じて合算する。

懲罰基準の項目	2度繰り返した場合	3度繰り返した場合
1試合警告2回による退場	2倍	2倍
1試合の出場停止処分に相当する退場		
他の選手、監督、コーチ、役員職員、その他の競技に立ち会っている関係者（以下、選手等という）に対する暴行脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	2倍	規律フェアプレー委員会にて審議
主審及び副審に対する侮辱または公然の名誉棄損行為		
主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為		

## 第82条（表彰）

- （1）公益社団法人岩手県サッカー協会は、本リーグ戦に関し、チーム等の表彰を行う。
- （2）リーグ毎に年間順位を決定し、次の通り授与する。
  - ① Division1 1位……優勝カップ（リーグ終了から1年間保持せしめる）
  - ② 各Division 1位～3位……賞状
- （3）各リーグにおいて全節試合を消化したチームの中で、反則ポイントの年間合計数が15ポイント以下の反則ポイント数が最少チームをフェアプレー賞として表彰する。  
（但し、上記1位～3位を除く。ポイントが同率の場合は順位の上位チームを受賞チームとする）  
なお、反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止1試合につき3ポイントとして加算する。
- （4）各リーグにおいて全節試合を紹介したチームの中で、最多得点者を得点王として表彰する。最多得点者が複数名いる場合は、その全員に対し表彰する。
- （5）その他の賞は、実行本部の定めるところによる。

## 第83条（不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担）

すでに何らかの経費の発生している試合が不可抗力により開催不能または中止になった場合には、発生した第71条(主管チームの仮払い負担による試合運営の原則)各号の費用は、i.LEAGUE U-18実行委員会が負担する。

## 第84条（帰責事由あるチームの費用の補償）

チームの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、当該チームは試合開催準備等に関わり発生した第71条(主管チームの仮払い負担による試合運営の原則)各号までの費用を補償しなければならない。

## 第85条（公衆送信権）

- （1）本リーグの公衆送信権（TV、ラジオ放送権、Internet送信権その他一切の公衆送信権を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、全て公益社団法人岩手県サッカー協会に帰属する。
- （2）本リーグの公衆送信権料は、別途、公益社団法人岩手県サッカー協会が定めるところによる。
- （3）前項の公衆送信権料は、別途定める基準により全て本リーグ戦へ配分するものとする。

## 第86条（遠征費用）

- （1）チームの遠征（試合参加）に要する交通費等の必要経費は、全てチームで負担するものとする。
- （2）試合においては、日帰りを原則とする。

## 第87条（異議申し立て）

試合中の判定などについて、いかなる異議申立ても受け付けない。

試合に関する、意見、質疑がある場合は、出場チームより、公益社団法人岩手県サッカー協会事務局気付「高円宮杯U18実施委員長」宛の意見書を提出すること。

## 第88条（その他）

本規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は、大会実施委員会により別に定めることができる。

## 付則（適用範囲）

- （1）本規程は、公益社団法人岩手県サッカー協会i.LEAGUE U-18 実行委員会において改廃できる。
- （2）本要項は、2026年度（シーズン24）大会に適用する。以上